

平成20年10月22日

村上市長 大 滝 平 正 様

神林地区地域審議会
会長 三 浦 公 平

市総合計画策定に向けた本地区のまちづくりの基本的方向について（答申）

当地域審議会に諮問された「市総合計画策定に向けた本地区のまちづくりの基本的方向（合併市町村基本計画のゾーニング）」について、本土地利用構想と総合計画との関連を念頭におき、審議を重ねてまいりました。

審議の中では、

- ・ 「他地域と連携してまちづくりに取り組むこと」
- ・ 「地域にあるものの活用を図ること」
- ・ 「農業が主体の地域であり、先人達が築き上げてきたものを守ること」
- ・ 「農業後継者や集落の維持に最大限努力すること」
- ・ 「地域の活発なコミュニティー活動を図ること」
- ・ 「地域資源の活用のため重複したゾーニングも考慮すること」

の意見が述べられたところであります。

よって、当地域審議会は、以上のことを踏まえた「市総合計画策定に向けた本地区のまちづくりの基本的方向」とするよう答申いたします。

なお、本地域審議会としましては、地域審議会に課せられた事項の中の一部について、この度市長から諮問いただき審議してまいりましたが、住民生活に新市の諸施策が具体的に現れる中で、今後は地域住民の目線に立った審議を進めていきたいと考えておりますので、新市の均衡ある発展と安定的な行政サービスの確保に向けた市政運営に努められますよう要望いたします。

3 土地利用構想

(1) 土地利用の方針

新市は、山林が多く、平坦な土地が少ない状況にあります。これからの土地利用にあたっては、立地条件及び各地域の特性等を踏まえつつ、環境の保全と開発の融和、農用地と他目的用地の均衡を基本的方向とし、土地の有効利用を図ります。また、豊かな自然環境の中、安全で快適な住民生活が営まれ、産業活動の面においても効率的・合理的に行えるよう、広域的な視野から適正な土地利用への誘導を促進します。

(2) 土地利用構想

本計画における土地利用構想においては、構成市町村ごとの5つの地域にゾーニングを行うとともに、それぞれ『まちづくり拠点地区』を位置づけ、各ゾーンの特性を生かした都市づくりを進めます。

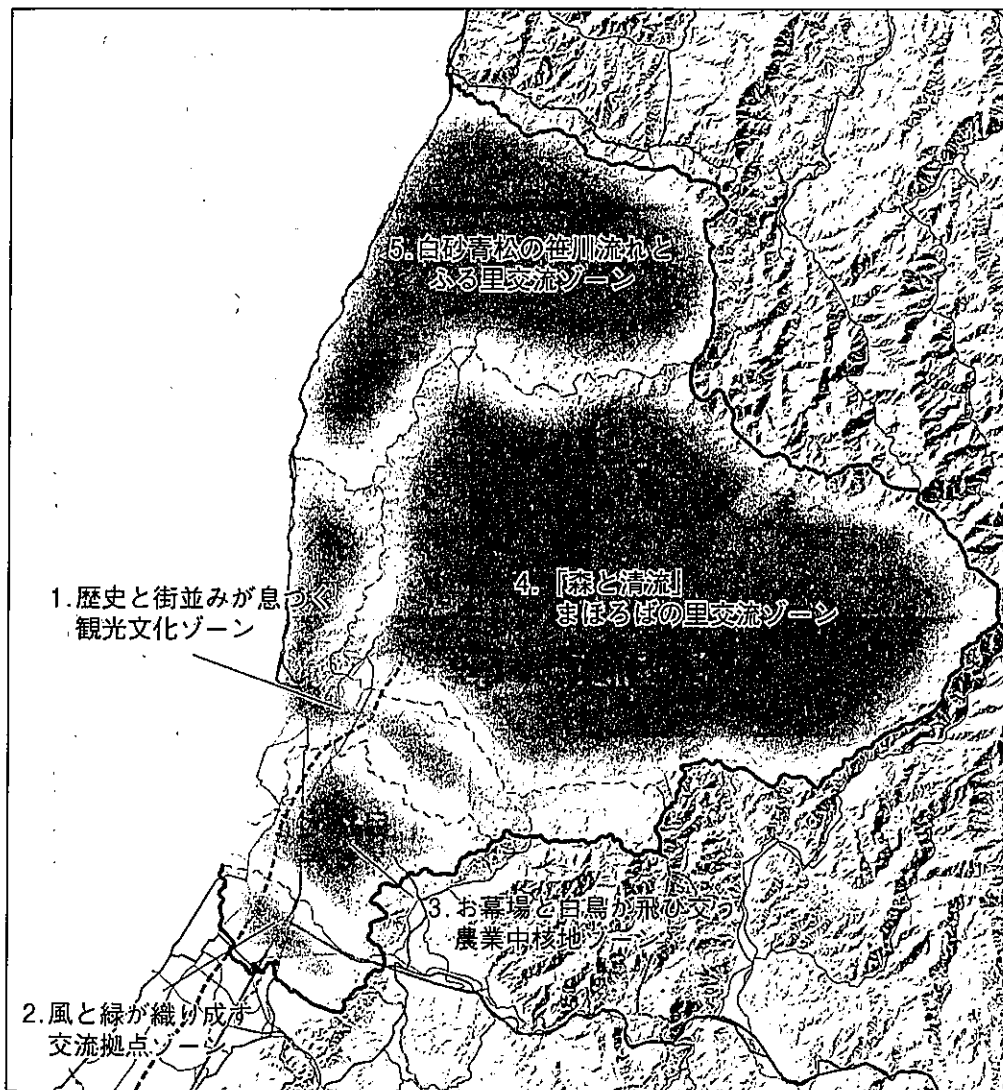


図 3-3-1 新市のゾーニング

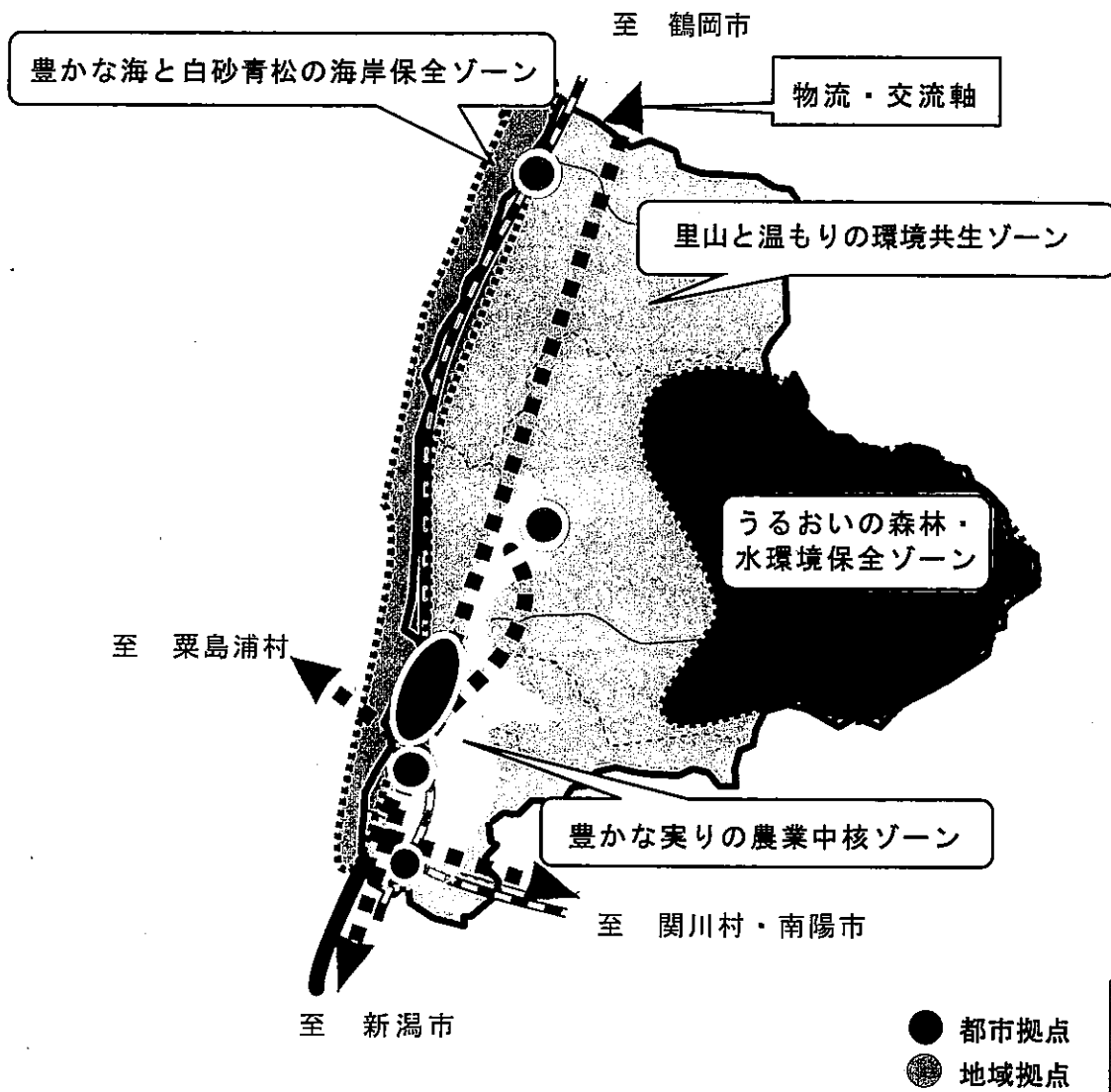
第5章 土地利用構想

合併により広大となった本市は、海、山、川の豊かな自然環境に恵まれ、長い歴史と優れた文化を有し、多様性を持った特色ある地域で構成されています。

市民が各地域の歴史・文化を共通認識し、地域の宝を守り、安全で快適な市民生活の確保と、誰もが郷土をこよなく愛する「愛郷無限」のまちづくりを進めていくため、地区の枠を超えた、一体的な本市の土地利用の方針を定めます。

なお、本方針を具体化するため、土地利用計画については、国土利用計画を上位計画とした都市計画マスタープランや農業振興地域整備計画などの各種個別計画において定めるものとします。

土地利用構想概要図



平成22年2月4日

村上市長 大滝 平正 様

神林地域審議会
会長 三浦 公平

平成21年度神林地区地域審議会意見書

今年度に村上市行政改革大綱が示され、「自分たちの地域は自分たちでつくる」という市民の意識を基に、協働のまちづくりを推進していくとされているところであります。本審議会では、「自分の住んでいるところをどのようにして守っていくか。協働のまちづくりは、どのようにかかわっていくか。」を、主要な課題として4回の審議会を開催し、下記のとおり意見をまとめました。また、一つの地域では対応が困難である河川防災、結婚支援及び企業誘致等による定住の施策が、村上市の発展に欠かせない施策であり、地域が担う役割を示しながら、市全体で施策展開を図っていただきたいと考えます。

記

【神林地域での地域活動への住民参加の現状】

近年の地域社会における少子高齢化の進行や就業先等にみられる生活圏の拡大を背景に、地域の公共活動に参加するという意識が希薄になってきており、自治会等の活動や集落諸団体の組織運営が難しくなっています。このことは、「自分たちの地域は自分たちでつくる」という住民自治の基本の継承を難しくさせています。

【自治会等の現在の活動運営状況】

集落を中心とする自治会では、区長を中心に年間計画に基づき集落内の各団体と連携しながら、集落機能の維持及びコミュニティの醸成を図っていますが、農村集落では人口の減少により、これからも今までどおりの集落機能の維持が可能なのか、また個人的にも仕事と公共活動の両立に不安を抱えています。

また、新たな課題の解決には新たな経費が必要となりますが、住民の負担増につながるため、その取り組みにも消極的になってきています。

このことは、これまではぐくまれてきた多くの地域資源の継承や創造に支障をきたすのではないかと危惧しているところであります。

【住民活動と協働のまちづくりとの関係】

これからの「市民協働のまちづくり」の推進にあたっては、これまでの住民活動も考慮に入れながら次の点に留意していただきたいと考えます。

- 1 住民団体やコミュニティ組織等による自主的な活動を尊重すること。
- 2 これらの組織と協働してまちづくりを推進すること。
- 3 これらの組織の活動に対して必要な支援をすることができること。

神林地区地域まちづくり協議会設置に向けての意見

平成 23 年 2 月 8 日
神林地区地域審議会

平成 22 年度の神林地区地域審議会では、平成 23 年度から着手する「市民協働のまちづくり」について市から説明を受け、当地区における協議会のあり方について審議し、次のとおり意見を集約した。

1 地域まちづくり協議会設置に係る区域設定について

市民協働のまちづくりを進めるには、多くの意見を出してもらうために、話しやすく集まりやすい範囲での区域設定が必要である。

また、生活環境等が共通している区域で計画を立て、自治会や自治会同志が連携できる地区を推進の基本とすることが、さまざまな意見に対応できるものと考えられる。

さらに高齢化が進んでいく中で、年齢を重ねても社会の一員として関わっていけることが必要である。

以上のことから、神林地区での地域まちづくり協議会の区域設定は、小学校区単位とすることがよいと考えられる。

なお、小学校区単位を越えた対応も市民協働のまちづくりには必要と考えられる。

2 地域まちづくり協議会への財政支援の基本的考え方について

市民協働のまちづくりの基本が「地域活性化支援」であることから、幅広い財政支援を考えているということであるが、さまざまな意見を基にしたの推進なので、これらの意見に対応できるよう財政支援はもとより人材支援も必要と考えられる。

3 その他

市民協働のまちづくりの意義を市民全体に浸透させるために、区長会や各集落に出向き説明を行い、計画づくりにおいては、集落事業、小学校区単位の公民館活動、その他の地域活動も考慮し、総合型地域スポーツクラブ希楽々等の組織とも連携し推進すること。

答 申 書

神林地区地域審議会

- 1 第1次村上市総合計画の重点戦略である「定住の里づくり」の柱となる5つの戦略プロジェクトの中で、後期実施計画期間中（平成25～28年度）に特に力を入れて取り組むべき施策の方向性について

「定住の里づくり」の推進には、取り組みを市民にわかりやすく伝え、その進捗及び評価の結果を市民に周知し、又は公表することにより市民の理解と参画の促進を図り、その実施におきましては、施策を横断的に取り組むことが効果をもたらすことに留意する必要があると考えます。

また、施策実現にあたっては、全てのプロジェクトにおいて既存の団体及び制度を反映させ「地域の人たちのつながりを活かす」ということが、重要であることを踏まえて推進していく必要があると考えます。

素案に示された方向性については、おおむね異論はありませんが、次の事項に十分配慮されるよう要望します。

(1) 産業元気プロジェクトについて

「定住の里づくり」の5つのプロジェクトの中で、産業の活性化は緊急の課題と考えます。とりわけ、地域資源を活かした地域及び産業の活性化には、農商工連携だけではなく、多くの業種や地域の方々に携わっていただくべきと考えますので、地域資源の発掘及び活用のネットワーク化が必要と考えます。

また、実現に向けた支援策におきましては、新商品開発及び6次産業化に取り組もうとする方々へ、きめ細かい支援と事業化するまでの段階的な支援及び「地域認証制度」の活用が必要であります。

なお、「雇用の確保・拡大」の施策推進には、新たな企業の誘致策も基本であると考えますが、地域から雇用を生み出すことを第一とする取り組みも必要と考えます。

(2) 交流・体験プロジェクトについて

「魅力ある地域」であることを宣伝し、「通過都市」という消極的なイメージよりも、「魅力都市」、「立ち寄る都市」、「滞在する都市」であることをアピールすることが必要と考えます。このため、市内の「道の駅」を一層魅力的に再興することも必要であると考えます。

また、若い人の定住には、「家を建てて住んでもらう」という点に特化した具体策を示すべきと考えます。

(3) 健やか・子育て応援プロジェクトについて

健康づくりの推進におきましては、食育と運動を連携して総合的な効果で取り組むことの表記により、「定住の里づくり」では、施策の横断的な実施が必要であると考えます。

地域医療体制の環境整備におきましては、基幹病院のみならず地域全体で医療を支えることが大切であると考えます。特に村上総合病院の施設整備では、地域医療の基幹であることは基より、地域活性化の核としての役割も果たすものと考えます。

「子育て環境の整備」、「高齢者・障がい者福祉及び介護予防対策の推進」におきましては、施策の推進には地域の人たちの応援や協力も必要になってきます。地域の理解を得ながらまた協力いただける方々のスキルアップにも、講座等の開設も必要であると考えます。

(4) 人づくりプロジェクトについて

「郷育のまち・村上」の推進におきましては、地域支援の登録がなされているので、活動事例の紹介や情報交換を行いながら、今まで以上の力添えを具体的に明記していかなければならないと考えます。

生涯学習の充実では、前段のプロジェクトと同じように講座等により人材の育成が必要と考えます。

生涯スポーツの充実では、推進している団体の活動を十分に周知し、市民が健康と体力づくりに励むよう進める必要があります。

(5) 暮らし応援プロジェクトについて

村上市民の多くが住みやすいと感じるのは「自然豊かで環境に恵まれていること^{*1}」と答えています。定住を促進していくには、自然環境をただ保全するだけでなく、この地域の特性を活かした先駆的な施策の展開と市民の協力は不可欠であると考えます。

また、恵まれている自然環境だけでなく「災害が少なく人情がある^{*2}」ことも住みよい理由としてあげられています。

近時におきましては、災害時の要援護者への対応が非常に関心が高いところですが、特定の人にしか該当者名簿が配布されておらず、災害時の対応への不安解消が必要です。

これからも、市民一人ひとりが住みよいと感じるため、誰にでも優しいまち

づくりのため、一つひとつきめ細かな対応が必要であります。

※1、※2平成20年7月「まちづくり市民アンケート」調査結果より

2 これまでに各地域審議会から提案された地域活性化に向けての意見に基づいた、各地区で特に力を入れて取り組むべき施策の方向性について

① 地域資源を活かした地域の活性化

他地区の地域資源を組み合わせることで、それぞれが持っている違いが活かされ、また地域ごとに地元の地域資源を再発見することで、その良さが発信されると考えます。

このため、隣接する地区と地域資源のゾーニングを活かすことで、交流人口を拡大し地域の活性化を図る必要があります。

② 農業を中核とした活性化

農業の中核地域であるとともに、地域の基幹産業であります。農業の活性化には、特化した農産物を生産販売することを基本としながらも、農業の多角的な面を捉え、魅力ある産業として取り組む必要があります。